

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	上野学園大学短期大学部
設置者名	学校法人 上野学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の単位数				省令 で定 める 基準 単位 数	配 置 困 難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
	音楽科	夜・ 通信			8	8	7	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/affirmation.html

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	上野学園大学短期大学部
設置者名	学校法人 上野学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/staff.html

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社役員	2020.6.21 ～ 2022.6.20	組織運営体制への チェック機能
非常勤	株式会社役員	2020.6.21 ～ 2022.6.20	財務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	上野学園大学短期大学部
設置者名	学校法人 上野学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・講義要旨(シラバス)の記載内容 授業科目の概要、到達目標、履修対象、授業計画、事前事後学習内容と所要時間、成績評価方法及び基準、使用するテキスト、参考図書、オフィスアワーを記載している。 ・講義要旨(シラバス)の作成過程 翌年度に開講される授業科目について、12月末までに、大学事務部から担当教員に講義要旨(シラバス)作成を依頼する。専用の用紙又はデータにて作成された講義要旨(シラバス)を提出してもらい、大学事務部にて体裁を整え、FD委員会により依頼を受けた担当教員以外の第三者による内容のチェックを行う。 ・講義要旨(シラバス)の作成・公表時期 作成された講義要旨(シラバス)は、前年度の3月末までにホームページにて公表する。	
授業計画書の公表方法	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/aboutus/education/course.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 講義要旨(シラバス)に、各授業担当教員の成績評価に対する考えを示している。出席がその授業回数の3分の2に達していない場合は、その科目の評価を受ける資格を失い、単位が修得できなくなる。 (クラス授業) 授業の試験等の成績や受講態度によって、学習目標の内容の理解度に基準を設け、A+、A、B+、B、B-、C、D、Eの8段階で評価している。A+～Cは合格、D・Eは不合格となる。 (専門実技レッスン授業) 専門実技の評価点数については、各試験の審査員により提出された試験採点の最低点と最高点をカットし、その平均点に、平常点(レッスン受講態度等)を加味して総合的に評価する。A+、A、B+、B、B-、C、D、Eの8段階で評価し、A+～Cは合格、D・Eは不合格となる。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学習達成度を測る指標として、GPA制度を導入している。成績評価のGPは、$A+=4.0$、$A=3.5$、$B+=3.0$、$B=2.5$、$B-=2.0$、$C=1.0$、$D=0$、$E=0$となっている。GPAには学期GPAと累計GPAの2種類がある。 (GPAの算定対象となる科目) ・成績評価を受けた卒業要件に参入される全ての授業科目(単位認定を受けた科目を含む) ・英語の外部資格試験の点数によって成績を得た授業科目 (GPAの算定対象とならない科目) ・評語による成績評価の出ない授業科目 ・履修取消をした授業科目 1. 学期GPA $\frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$ 2. 累計GPA $\frac{(\text{在学全期間に評価を受けた科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{在学全期間の総履修登録単位数}}$	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.uenogakuen.ac.jp/university/about/disclosure/record_basis.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 以下の要件を満たし、所定の62単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。 ・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。 ・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。 ・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。 ・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。 ・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	上野学園大学短期大学部
設置者名	学校法人 上野学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/report.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/report.html
財産目録	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/report.html
事業報告書	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/report.html
監事による監査報告(書)	https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/report.html

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/evaluation.html

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 音楽科
教育研究上の目的 (公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html) (概要) 本学は、学園の建学の精神「自覚」を教育の重要な理念とし、音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。(上野学園大学短期大学部学則第 1 章第 1 条)
卒業の認定に関する方針 (公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html) (概要) 以下の要件を満たし、所定の 62 単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。 ・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。 ・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。 ・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。 ・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。 ・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html) (概要) 学則第 1 条「音楽の知識と技能を授けること」を基盤とし、建学の精神「自覚」を踏まえて、以下の方針でカリキュラムを構築している。 ・カリキュラムを通して全人格的な知を追求し、教養・基礎科目、外国語科目、保健体育科目を専門教育科目と同等に重視する。 ・専門実技の個人レッスンを、週 50 分と設定している。 ・試験、演奏会、オーディション等による演奏実践を学内ホールで行い、互いに切磋琢磨し、コミュニケーションする機会を設定している。 ・1 年間に取得できる単位の上限を 46 単位（個人実技レッスンの単位を含む）と設定している。 ・キャリア教育として、学修に必要な基本的スキルの習得と、社会人としての基礎力を作るために必要な知識と考え方を学ぶ「初年次プログラム」（1 年次生の必修科目）を設定している。 ・教育職員免許状の取得を目指す学生のために、教職課程を設置している。卒業要件に含まない「教職に関する専門教育科目」（36 単位）、「日本の伝統的な歌唱法」「和楽器研究法」などの教職課程限定科目を設置している。 ・音楽療法士の称号取得を目指す学生のために、音楽療法士養成教育課程を設置している。通常のカリキュラムに含まれる関係科目のほかに実習・演習（5 単位）を配置している。 ・教職課程と音楽療法士養成教育課程の重複履修は認められないため、いずれかを選択するか、あるいはいずれも選択せず音楽の知識と技能の習得に専念することになる。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法： https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/about/disclosure/purpose.html)

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
音楽科	32 人 (100%)	9 人 (28.1%)	18 人 (56.2%)	5 人 (15.6%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	32 人 (100%)	9 人 (28.1%)	18 人 (56.2%)	5 人 (15.6%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
授業科目について、概要、到達目標、履修対象、授業計画、事前事後学習内容と所要時間、成績評価方法及び基準、使用するテキスト、参考図書、オフィスアワーを記載した講義要旨(シラバス)を前年度の3月末までにホームページに掲載している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) 講義要旨(シラバス)に、各授業担当教員の成績評価に対する考えを示している。A+、A、B+、B、B-、C、D、Eの8段階で評価し、A+～Cは合格、D・Eは不合格となる。卒業の認定に関する方針の要件を満たし、所定の62単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。				
学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
音楽科	—	62 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
GPAの活用状況(任意記載事項)		公表方法:		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法:		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法: https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/campus/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考(任意記載事項)
音楽科	(1年次)	1,100,000 円	200,000 円	330,000 円	
	(2年次)	1,100,000 円	円	500,000 円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) 学生委員（教員）が学修に関する問題、生活に関する諸問題、経済問題、健康、課外活動、進路、また休学・退学などの身上に関する事等の問題について、学生の良き相談相手となり、適切な助言を行っている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) (インターンシップ) 企業と短期大学部が連携し、音楽療法を積極的に取り入れた高齢者施設と保育園や児童施設等を運営する企業でのインターンシップ・プログラムを設定している。就業体験を通じ、自己理解と職業観・人生観の形成に繋げていく。 (キャリア教育) 授業科目「初年次プログラム」において、音楽業界および教育分野で活動するプロフェッショナル・卒業生を講師として迎え、キャリア教育を行っている。職業意識をもち、自主的に自身のライフ・プラン、キャリアプランニングを考える契機とすることを目標としている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要) 学生の心身健康維持のため、医務室および学生相談室を設置している。医務室では傷病手当のほか健康相談を、学生相談室では学生の悩み相談に応じている。医務室看護師と学生相談室相談員は、守秘義務を厳守し、緊急時体制を整えている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：https://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/aboutus/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F213310104204
学校名	上野学園大学短期大学部
設置者名	学校法人 上野学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		0人	0人	－
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	第Ⅱ区分	－	0人	
	第Ⅲ区分	－	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				0人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下）		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間		前半期	0人	後半期	0人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	0人
G P A等が下位4分の1		—	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		—	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。